

定 款

昭和36年10月 2日 制 定
昭和37年11月 7日 設 立 認 可
平成14年11月13日 全 面 變 更 認 可
平成20年 5月27日 一 部 變 更 認 可
平成25年 5月31日 一 部 變 更 認 可
平成29年11月21日 一 部 變 更 認 可

佐賀県電器商業組合

佐賀県電器商業組合

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、家庭用電気機械器具（以下「電気機械器具」という。）販売または修理をする中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保することを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、佐賀県電器商業組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、佐賀県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を佐賀市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、佐賀新聞に掲載してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気機械器具販売業又は修理業に関する指導及び教育
- (2) 電気機械器具販売業又は修理業に関する情報及び資料の収集、提供
- (3) 電気機械器具販売業又は修理業に関する調査研究
- (4) 組合員の販売する電気機械器具に関する長期保証修理
- (5) 前各号に付帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、地区内において電気機械器具の販売又は修理の事業を営む中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「法」という。）第5条に規定する中小企業者とする。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入することができる。

2、本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2. 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3. 加入金の額は、総会において定める。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。

この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

第14条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払いもどすものとする。

ただし、除名による場合は、その半額とする。

(出資口数の減少)

第15条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2. 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3. 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(届出)

第16条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称（法人たる組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(使用料又は手数料)

第17条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる

2. 前項の使用料又は手数料は、規約で定める。

(経費の賦課)

第18条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他経費の賦課について必要な事項は、総会において定める。

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、理事会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その理事会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、理事会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員

(2) 第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(不服の申立て)

第20条 前条に規定する過怠金の賦課に対して不服のある者は、賦課の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面をもって、本組合に不服の申立てをすることができる。

2. 前項の不服の申立てがあった場合においても、過怠金の徴収は停止しない。

(不服審査委員会)

第21条 前条の不服の申立てを審査するため、本組合に不服審査委員会を置く。

2. 不服審査委員会は、総会において選挙された委員10人で組織する。

3. 不服審査委員会は、前条の不服の申立てがあったときは、事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。

4. 前各項に定めるもののほか、不服審査委員会に関し、必要な事項は、規約で定める。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金、払い込むべき出資金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩5銭の割合で延滞金を徴収することができる。

第4章 出資及び持分

(出資の引受)

第23条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

(出資1口の金額)

第24条 出資1口の金額は、1,000円とする。

(出資の払込み)

第25条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持分)

第26条 組合員の持分は、本組合の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当っては、100円未満のは数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第27条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 16人以上20人以内

(2) 監事 2人又は3人

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年

(2) 監事 2年

2. 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3. 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選挙された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第29条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については5人、監事については1人を超えることができない。

(理事長、副理事長、専務理事及び会計理事の選任及び職務)

第30条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事、1人を会計理事とし、理事会において選任する。

2. 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。

4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。

5. 会計理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して本組合の会計に関する業務を執行し、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。

6. 理事長、副理事長、専務理事及び会計理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第31条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、事務局長その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査する事ができる。

(役員の実業)

第32条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第33条 役員は、総会において選挙する。

2. 役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。

3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4. 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

5. 指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選としかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第34条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第35条 本組合に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び事務局長)

第36条 本組合に、参事及び事務局長を置くことができる。

2. 参事及び事務局長の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第37条 本組合に、参事及び事務局長のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会、委員会及び支部

(総会の招集)

第38条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第39条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2. 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

3. 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

(臨時総会の招集請求)

第40条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第41条 組合員は、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人が代理することができる組合員の数は4人とする。

3. 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(総会の議事)

第42条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第43条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第44条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使するものを除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第45条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 借入金残高の最高限度

(2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第46条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 招集年月日

(2) 開催の日時及び場所

(3) 組合員の数及びその出席者数

(4) 議事の経過の要領

(5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の招集)

第47条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

3. 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4. 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第48条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。

ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第49条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第50条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第51条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第52条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2. 理事会の議事録については、第46条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは、「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第53条 本組合は、不服審査委員会のほか、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規定で定める。

(支部)

第54条 本組合は、地域ごとの組合員をもって構成する支部を置く。

2. 支部について必要な事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第55条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第56条 本組合は、出資総額に相当する金額に達成するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第58条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2. 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第57条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益(第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第58条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2. 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に

充てることができる。

(配当又は繰越し)

第59条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第56条の規定による法定利益準備金及び前条の規定による特別積立金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第60条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2. 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3. 配当金の計算については、第26条第2項の（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第61条 損失金のでん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第62条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規定に基づき退職給与引当金を引当てるものとする。